

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和8年3月 11 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500520号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500068号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年4月1日から同年8月1日まで  
② 平成6年10月31日から平成10年3月1日まで

平成6年3月に調理学校を卒業後、同年4月1日から平成12年7月31日までA社に勤務したが、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録において、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は平成6年8月1日と記録されているところ、請求者は、同社に同年4月1日から勤務していた旨主張している。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の資格取得年月日は、平成6年8月1日であることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得年月日と一致している。

また、A社において請求者が同僚として名前を挙げている者を含む複数の同僚に照会を行ったところ、5名から回答があり、請求者が同社に勤務していたことを記憶している者は1名いたが、請求期間①において請求者が同社に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、請求者及び同僚1名が、事業主は既に亡くなっていると陳述しており、オンライン記録により、A社は適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、閉鎖事項全部証明書により、同社は既に解散し、取締役として記載されている者の連絡先が不明であることから請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び同社における厚生年金保険の取扱いにつ

いて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係るA社での勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における雇用保険の資格取得年月日は、上記のとおり、平成6年8月1日であり、離職年月日は、平成12年7月31日であることが確認でき、請求者は、同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記のとおり、A社は既に解散し、取締役として記載されている者の連絡先が不明であるため、請求期間当時の賃金台帳等の資料について確認することができず、請求者も当時の給料支払明細書等はない旨陳述していることから、請求期間②における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社において請求者と同様に平成6年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した複数の同僚に照会を行ったところ、そのうち1名は、請求期間②について、事業主より厚生年金保険に加入しないとする説明があり、当該期間は国民年金に加入した旨回答及び陳述し、このほかに回答があった4名は、オンライン記録により、請求期間②において、全期間又は一部期間、それぞれ国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年10月31日に請求者は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月18日に健康保険被保険者証を返納しており、同社が再び適用事業所となった平成10年3月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。